

**3月定例会で次の意見書を議決し、関係機関にその実現を要請した。
割賦販売法の抜本的改正に関する意見書**

昨今、クレジット取引については、高齢者等の社会的弱者に対し、住宅リフォームや呉服等の次々販売に見られる不適正な与信が行われる事例や、マルチ商法や内職商法など詐欺的商法に利用される事例が多数生じており、社会問題化している。

このような深刻なクレジット被害を防止し、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約を提供するためには、クレジット被害の防止と取引適正化の実現に向け、割賦販売法の抜本的改正が必要である。

このため、経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議が行われており、近々、最終報告案が取りまとめられ、改正法の方向性が示される見込みにある。

よって、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 実効性のある過剰与信規制を行うこと。
- 2 クレジット事業者に対し、加盟店の調査などの適正な与信を行うための法的義務を課すこと。
- 3 販売契約が無効・取消・解除であるときは、クレジット事業者が販売業者と連携して既払金の返還を含む共同責任を負うなどのクレジット事業者の責任を明記すること。
- 4 割賦要件の撤廃や指定商品性の原則廃止など法律の適用範囲の拡大を行うこと。
- 5 個品方式（契約書型）のクレジットについて、個品割賦購入斡旋業者の登録制の導入、書面交付義務の強化、与信契約のクーリング・オフ制度などを規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日 提出

伊予市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 経済産業大臣

**人権擁護委員の推薦につき意見を求める
ことについて**

みながわ みやこ たかはし ひろふみ
皆川 宮子氏に同意 高橋 宏文氏に同意

住 所 伊予市上野 住 所 伊予市灘町

**伊予市教育委員会委員の
任命同意について**

あさみ かずみ
浅見 和美氏に同意

住 所 伊予市大平

人事案件

特別委員会報告

議会改革特別委員会

当委員会は、平成十八年三月に設置し、議長を除く二十人の委員により平成十八・十九年度の二年間にわたり、議会改革について調査・研究し、慎重に検討・協議を重ねた。

議会改革の最重要事項である議員定数の見直しについては、県内及び近隣市町の状況、合併時の協議経過、地方議会のあり方、市民の意向等を踏まえ慎重に検討した。各委員

から削減数は一減・二減・四減の意見があったが、委員会構成、地域の声を反映した議会の活性化のためには、一減が適正であるという意見が多数を占め、現在の議員定数二十二人を次回の一般選挙より二十一人とすることとした。

議会運営に関する見直しについては、一般質問の方法を十九年六月議会から、質問の趣旨、答弁を分かりやすくするため、一問一答制を採用した。発言席を設け、理事者との対面方式とし、質問時間は一人三十分以内、質問回数

は再々質問の二回までとした。政務調査費については、議員活動に伴う適正な執行によるものとし、備品購入については台帳を整備して管理し、耐用年数内に議員活動を終えた場合は返却することにした。

議会の公開性を高めるための議会開催状況の放映については、ケーブルテレビが活用できるようなった段階で検討し、インターネットによる放映についても費用対効果等を今後調査・研究していくことにした。

伊予市ホームページの有効活用については、ホームページに接続した回数がかかるように、さらに市民の書き込みができるよう対応を検討する。

現在の議会だより編集委員会を「議会広報調査特別委員会」（仮称）として位置付け、議員自らが議会だよりの編集・発行について、より広く調査・研究を行い、開かれた議会を目指し、より充実した広報・広聴活動を推進していくこととした。

以上、この最終報告で委員会活動を終了するが、今後ともこれを契機とし、よりよい地方議会の確立・改革に努めたいと考えている。